

商標の拒絶理由横断調査事業

令和6年度概算要求額 **9.0億円（9.3億円）**

事業の内容

事業目的

商標登録出願件数が高い水準で推移する中、商標の識別力等の拒絶理由の該当性に関する横断的な調査を民間事業者により実施することで、審査官が行う各調査に要する時間を削減し、商標登録出願の一次審査通知までの平均期間を維持することを目的とする。

事業概要

事業者は、特許庁が発注する案件について、商標の識別力等の拒絶理由の該当性に関する横断的な調査を行い、その証左となる情報を収集、選定し、その結果をまとめた調査報告書を納入する。審査官は、その調査報告書を活用した審査を行うことで、効率的により多くの審査を処理することが可能となる。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



・調査報告書の作成

特許庁は、事業者に、商標の識別力等の拒絶理由の該当性に関する横断的な調査を実施させ、その結果をまとめた調査報告書を納入させる。審査官は、その調査報告書を活用し、効率的な審査を行う。

成果目標

商標登録出願の一次審査通知までの平均期間6.5月を維持する。